

各 位

明石市総務局財務室契約担当

各種契約約款等の一部改正について

1 改正する約款

- (1) 明石市業務委託契約約款（コンサルタント業務）
- (2) 明石市業務委託単価契約約款（コンサルタント業務）
- (3) 明石市業務委託契約約款
- (4) 明石市業務委託単価契約約款
- (5) 明石市物品売買契約約款
- (6) 明石市物品単価契約約款
- (7) 明石市製造請負契約約款
- (8) 明石市水道局業務委託契約約款（コンサルタント業務）
- (9) 明石市水道局業務委託単価契約約款（コンサルタント業務）
- (10) 明石市水道局業務委託契約約款
- (11) 明石市水道局業務委託単価契約約款
- (12) 明石市水道局物品売買契約約款
- (13) 明石市水道局物品単価契約約款
- (14) 明石市水道局製造請負契約約款

2 改正理由

民法改正（令和2年4月1日施行）に伴い改正した契約約款について、相殺条項を設置するなど修正が必要である部分を改正するもの。

3 施行期日

令和2年12月1日

4 経過措置

この改正後の約款による、各約款の施行期日以後に公告（通知）を行う案件に適用し、同日前に公告（通知）を行った案件については、なお従前の例による。ただし、公告文等で指定した場合はその内容に従う。